

医療費控除Q&A

Q.誰が、いつ、どこで手続きをするの？

患者さんご自身が、基本翌年の2月中旬から3月15日までの間に、税務署に確定申告書を提出します。

※提出方法にはe-Taxという全てオンラインで提出する方法や郵送でおこなう方法もあります

Q.手続きの際のコツは？

生計が同じ家族分はまとめて手続きをするのがコツ。

生計が同じとは、生活費が出ている財布が同じということです。

(例)親元を離れて暮らす学生に、生活費・学費を親が仕送りしている場合。

離れて暮らす両親に常に送金している場合。

「生活費が出ているサイフが同じ」という事を証明する通帳や領収書は税務署に聞かれたときの為に大切に保管しておきましょう。



Q.生計が同じ家族の中で、誰で手続きをするのが一番良いの？

どなたでも手続きは可能ですが、所得税率が一番高い方で手続きをすると、還付金を一番多く受け取れます。

Q.平成29年分からの変更点は？

平成29年分の確定申告から、領収書提出が不要となり、「**医療費控除の明細書**」という書類に各医療機関の合計額のみを記入すればOKとなりました。

ただし、領収書は自宅で5年間保存する必要があり、税務署から求められた時は提示又は提出する必要があります。

Q.医療費控除の必要書類は？

確定申告の義務が無く、勤務先で年末調整済みの給与所得者(サラリーマン、パート、アルバイト)を例に平成29年分からの確定申告の方法を説明します。

【医療費控除の必要書類】

・医療費控除の明細書

取得方法は、①税務署へ受け取りに行く

②税務署から取り寄せる

③国税庁HPからダウンロードする

④国税庁HP「確定申告等作成コーナー」で作成する

・医療費通知

各種健康保険から送られた「医療費のお知らせ」等の医療費通知があれば、簡単に医療費控除の明細書が作成できます。

・医療費の領収書やレシート

医療費の合計額を医療費控除の明細書に記入する為に必要です。

領収書の提出は不要です。

・領収書のとれない医療費の内訳明細

公共交通機関は領収書がとれないので内訳を別途作成します。

・確定申告書A様式

・マイナンバーカード

申告書類提出時に窓口で提示するか、コピーを専用台紙に添付します。

・勤務先で配られた源泉徴収票

・当院が作成した診断書

参考サイト：http://news.infoseek.co.jp/article/allabout_25778/

※詳しくは国税庁のHPまたはお近くの税務署にお問い合わせください